

○郡山市篤志奨学資金給与条例

昭和45年3月23日

郡山市条例第27号

改正 昭和46年3月25日郡山市条例第30号  
昭和49年9月30日郡山市条例第38号  
昭和57年3月29日郡山市条例第12号  
昭和59年3月31日郡山市条例第30号  
昭和61年3月27日郡山市条例第14号  
平成元年3月16日郡山市条例第17号  
平成2年3月30日郡山市条例第35号  
平成4年3月27日郡山市条例第27号  
平成5年3月12日郡山市条例第15号  
平成11年3月24日郡山市条例第23号  
平成14年3月28日郡山市条例第22号  
平成16年6月28日郡山市条例第21号  
平成22年12月28日郡山市条例第70号

(趣旨)

第1条 この条例は、郡山市篤志奨学資金給与基金条例（昭和49年郡山市条例第37号）に規定する基金の益金及び積立てた額をもって、優秀な生徒で経済的理由により修学困難と認められるものに対し奨学資金を給与するため、必要な事項を定めるものとする。

(昭59条例30・平16条例21・一部改正)

(奨学資金の受給資格)

第2条 奨学資金の給与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）に在学し、かつ、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学資金の給与を受けることとなる日前において、市内に保護者とともに引き続き1年以上住所を有していること。
- (2) 品行が正しく、学術に優れ、健康であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。

(昭59条例30・平11条例23・一部改正)

(申請)

第3条 奨学資金の給与を受けようとする者は、在学する学校の校長又は出身中学校の校長を経て郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(昭59条例30・平11条例23・一部改正)

(奨学生の決定)

第4条 教育委員会は、市長と協議のうえ奨学生を決定する。

(平11条例23・一部改正)

(奨学資金の額)

第5条 奨学資金の額は、月額10,000円とする。

(昭59条例30・全改、昭61条例14・平元条例17・平2条例35・平4条例27・平5条例15・平14条例22・平22条例70・一部改正)

(給与の期間)

第6条 奨学資金の給与期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間とする。

(平11条例23・一部改正)

(給与の方法)

第7条 奨学資金は、毎月、本人に給与する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、3箇月分までを併せて給与することができる。

(平11条例23・一部改正)

(給与の休止)

第8条 奨学生が休学したときは、休学した日の翌月から復学した日の前月までの間、奨学資金の給与を休止する。

(給与の廃止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の給与を廃止する。

- (1) 病気、負傷等のため修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (3) 奨学資金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (5) その他奨学生として適当でないとき。

(平11条例23・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年郡山市条例第30号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年郡山市条例第38号)

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市遠藤弥三次奨学資金給与条例の規定による奨学生であった者は、改正後の郡山市篤志奨学資金給与条例第5条第1号に規定する奨学生とみなす。

附 則 (昭和57年郡山市条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例により奨学生の決定をうけた者にかかる給与額は、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年郡山市条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年郡山市条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年郡山市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年郡山市条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年郡山市条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年郡山市条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市篤志奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年郡山市条例第23号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年郡山市条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門

学校又は専修学校に入学した者に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年郡山市条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年郡山市条例第70号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に郡山市奨学資金給与条例第7条ただし書又は郡山市篤志奨学資金給与条例第7条ただし書の規定により給与する平成23年4月分以後の月分の奨学資金の額は、この条例による改正後の郡山市奨学資金給与条例第3条又は郡山市篤志奨学資金給与条例第5条に規定する額とする。

○郡山市篤志奨学資金給与条例施行規則

昭和45年3月23日

郡山市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和45年郡山市条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条の規定により奨学資金の給与を受けようとする者は、保護者と連署の上、郡山市篤志奨学資金給与申請書(第1号様式)を郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号及び第3号に規定する書類により証明すべき事実を教育委員会が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 在学する学校の校長から交付を受けた郡山市奨学資金奨学生推薦調書(第2号様式)

(2) 奨学資金の給与を受けようとする者と生計を同じくする者(未就学児及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在籍し、当該年度において市県民税を課税されていない者を除く。第4条第3項第2号において同じ。)の前年の所得金額に係る市区町村長の発行する所得が記載された書類(以下「所得証明書」という。)

(3) 奨学資金の給与を受けようとする者及び当該者と生計を同じくする者の住民票の写し

(4) 所得証明書により証明される事実を教育委員会が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請の期限は、毎年教育委員会が定める。

(平11教委規則7・一部改正、平28教委規則4・全改)

(奨学生の決定)

第3条 教育委員会は、奨学資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定したときは、速やかに郡山市篤志奨学資金奨学生決定通知書(第3号様式)により在学する学校の校長又は出身中学校の校長を経て本人に通知するものとする。

(平11教委規則7・一部改正)

(誓約書等の提出)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに誓約書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生は、毎学年末に家庭状況報告書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項に規定する報告書には、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第2号に規定する書類により証明すべき事実を教育委員会が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 現在の学年末をもって卒業する見込みの者 成績証明書その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる者以外の者 成績証明書及び奨学生と生計を同じくする者の前年の所得が記載された所得証明書その他教育委員会が必要と認める書類

(平11教委規則7・一部改正、平28教委規則4・一部改正)

(届出)

第5条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、保護者と連署の上、本人又は保護者からその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 卒業したとき。

(2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

(3) 本人又は保護者の氏名又は住所に異動があったとき。

(4) 条例第2条に規定する受給資格を失ったとき。

(平11教委規則7・一部改正、平28教委規則4・一部改正)

第6条 奨学生が死亡したときは、保護者は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平28教委規則4・全改)

(奨学資金給与の休止又は廃止の通知)

第7条 教育委員会は、条例第8条又は第9条の規定による奨学資金の給与の休止又は給与の廃止を決定したときは、在学する学校の校長を経て郡山市篤志奨学資金給与休止(廃止)通知書(第6号様式)により本人に通知する。

(平11教委規則7・一部改正、平28教委規則4・全改)

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年教委規則第11号)

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(平成 6 年教委規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成11年教委規則第 7 号)

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の規則の様式によるものとみなす。

第 1 号様式(第 2 条関係)

(平11教委規則 7・全改、平28教委規則 4・全改)

(表)

郡山市篤志奨学資金給与申請書

本人	ふりがな		生	年	月	日	給与を希 望する期 間	年	月	から	
	氏名		年	月	日	( 歳)					年
	出身学校名		入学予定(在学する)学校 名								
	現住所		入学(予定)				年 月				
	本籍		卒業見込				年 月				
家庭 者	保 護 者	氏名	生年月日		年	月	日	本人との関係			
		現住所	職業								
		電話番号	収入								

状 況 書	生 計 を 同 じ く し て い る 家 族 氏 名	家族氏名	続柄	年齢	生年月日	個人番号	勤務先(詳細に)	月収(円)	
生活保護法の適用 有(月 円)・無				その他の扶助 有(月 円)・無		恩給(年金)退職金の額 有(月 円)・無			
その他参考事項									
※番号		※選考結果		※					

注1 未就学者及び学校教育法第1条に規定する学校に在籍し当該年度において市県民税を課税されていない者については、個人番号の記入を要しない。

2 ※印は、記入しないこと。

(裏)

奨学資金を希望する理由	
本人の履歴	
<p>上記のとおり郡山市篤志奨学資金の給与を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郡山市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">本人氏名</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名</p>	

第2号様式(第2条関係)

(平6教委規則3・平11教委規則7・一部改正)

(表)

郡山市篤志奨学資金奨学生推薦調書

氏名		入学希望(在学する)学校名	
出身学校名		卒業見込	年 月



学業成績			学校長の所見		
学年	年	年	学力		
教科					
			人物		
			家庭状況		
			判定	成績	家庭
				※	※
教科概評					
行動記録			備考	※	
備考					
			決定番号	※	※

※印は、記入しないこと。

(裏)

推薦の理由	
参考事項	
<p>上記の者は、品行が正しく、学術に優れ、健康であり、奨学生として適当な者と認め推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郡山市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p>	

第 3 号様式(第 3 条関係)

(平11教委規則 7・全改)

郡山市篤志奨学資金奨学生決定通知書		
年 月 日		
様		
郡山市教育委員会 印		
郡山市篤志奨学資金給与条例による奨学生として次のとおり決定したので通知します。		
	住所	
	氏名	
	学校名	
	給与期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	給与月額	

第 4 号様式(第 4 条関係)

(平 6 教委規則 3・一部改正)

誓約書

このたび郡山市篤志奨学資金給与条例に基づく奨学生として決定されたことについては、条例、規則及びご指示の事項を固く守り、学業に精励し素行をつつしんで奨学生としての本分を尽くすことを誓います。

年 月 日

住所

氏名

郡山市教育委員会

第5号様式(第4条関係)

(平6教委規則3・一部改正、平28教委規則4・全改)

家庭状況報告書

家族氏名	氏名	続柄	年齢	生年月日	個人番号	勤務先(詳細)	月収
生活保護法の適用 有(月 円)・無		その他の扶助 有(月 円)・無			恩給(年金)退職金の額 有(月 円)・無		
その他参考事項							
成績証明書を添え、上記のとおり報告します。							

年 月 日

郡山市教育委員会

住 所

奨学生氏名

第6号様式(第7条関係)

(平6教委規則3・一部改正、平28教委規則4・一部改正)

郡山市篤志奨学資金休止(廃止)通知書

年 月 日

様

郡山市教育委員会 印

郡山市篤志奨学資金給与条例第8条(第9条)の規定により奨学資金の給与を次のとおり休止(廃止)する。

	休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	廃止の月日	年 月 日	
	理由		